

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>幼児等保護者 幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次に掲げる額とする。</u></p> <p>ア <u>入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を一部負担金として控除（同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。）した額（低所得者である場合は、被保険者等負担額に相当する額）</u></p> <p>イ <u>入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>幼児等保護者 幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、入院療養である場合にあつては被保険者等負担額に相当する額とし、入院以外の療養である場合にあつては被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合は、600円）を一部負担金として控除（同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。）した額</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>

乳幼児等医療費助成制度（入院以外）の概要と改正内容

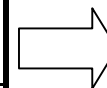
(改正箇所 :)

(1) 現行制度

区 分		助成対象 所得制限 (*1)	助成後の一部負担金	
①	0歳～1歳誕生月の末日	なし	負担なし (全額助成)	
②	1歳誕生月の翌月～3歳誕生月の末日	あり		
③	3歳誕生月の翌月～小学校3年生	あり	一 般 (*3)	1日800円を限度に月2回まで (*4)
			低所得者 (*2)	1日600円を限度に月2回まで (*4)

(2) 改正後（平成25年7月1日～）

助成後の一部負担金	
負担なし (全額助成)	
一 般 (*3)	1日800円を限度に月2回まで (*4)
低所得者 (*2)	負担なし (全額助成)



(*1) 助成対象所得制限：保護者等のいずれもが「市町村民税所得割額235千円未満」

(*2) 低所得者：保護者等のいずれもが「市町村民税世帯非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下」の場合

(*3) 一 般：「低所得者」区分以外の場合

(*4) 1保険医療機関・1保険薬局ごとに月2回まで1回当たり800円（低所得者は600円）を限度に保険医療機関等へ支払う。3回目以降受診等に係る自己負担額はなし。

(参考) こども医療費助成制度（入院以外）の概要と改正内容

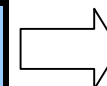
(改正箇所 :)

(1) 現行制度

区 分		助成対象 所得制限 (*1)	助成後の一部負担金
④	小学校4年生～小学校6年生	あり	2割負担

(2) 改正後（平成25年7月1日～）

助成後の一部負担金	
一 般	2割負担
低所得者	負担なし (全額助成) (*5)



(*5) 乳幼児等医療と同じく、所得に応じて「一般」・「低所得者」区分を設け、「低所得者」区分に係る一部負担金について負担なし（全額助成）とする。